

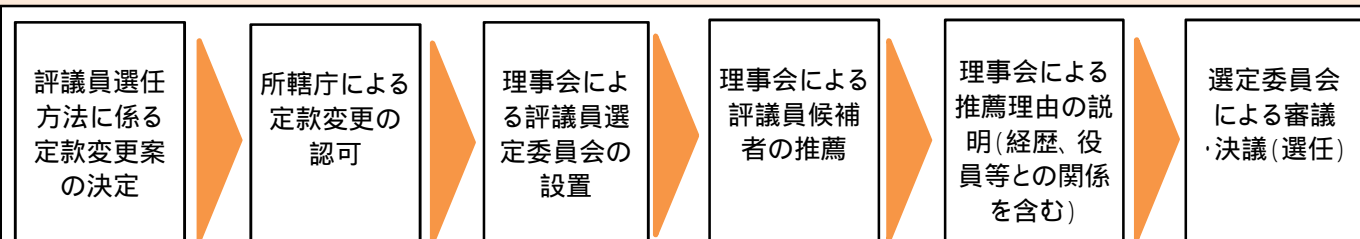
## 1 新制度における評議員・評議員会の概況

	現行法	改正法案
職務・権限	規定なし	理事・監事・会計監査人の選任・解任、理事等の報酬決定、評議員会の招集請求等
義務	規定なし	善管注意義務
責任	規定なし	損害賠償責任、特別背任罪等
任期	規定なし(通知:2年以内)	4年(6年まで伸長可)
報酬	規定なし(通知:勤務実態に即して支給)	省令により、民間事業者の状況、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならない支給基準を定める
選任方法	規定なし(通知:理事会の同意を得て理事長が委嘱)	定款による 社会保障審議会福祉部会報告書では選任方法の例として選任委員会が示されている
資格・要件	規定なし(通知:施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者は評議員総数の3分の1以内、各評議員と親族等特殊関係のある者は評議員総数の3名以内、地域の代表及び利用者家族の代表(加わることが望ましい))	役員(理事・監事)又は当該法人の職員との兼職不可 各評議員について配偶者又は三親等以内の親族他、各評議員と省令で定める特殊関係人は不可 各役員について配偶者又は三親等以内の親族他、各役員と省令で定める特殊関係人は不可
兼職	規定なし(通知:各評議員と親族等特殊関係が一定数を超えてはならない) 理事との兼職を禁止する規定がない	役員又は当該社会福祉法人の職員との兼職不可
評議員会の設置	任意(通知:措置施設、保育所、介護保険事業のみを行う場合以外は必置)	必置
評議員会の位置付け	諮問機関	議決機関
評議員会の定数	理事の定数の2倍を超える数	理事の定数を超える数(7人以上) 政令で定める一定規模の法人にあっては、施行から3年間は4人以上

## 参考 資格・要件の例 - 評議員としてふさわしいと考えられる人材 -

- ・ 社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
  - ・ 社会福祉に関する学識経験者
  - ・ 社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
  - ・ 地域の福祉関係者(民生委員・児童委員等)
  - ・ 社会福祉法人職員OB
  - ・ 地域の経済団体が適切な者として推薦する者 等
- 厚生労働省資料「社会福祉法人改革について」より作成

## 参考 評議員選任方法の例 - 評議員選定委員会設置の場合 -



公益財団法人モデル定款(内閣府)等から作成

## 2 現状-都内社会福祉法人における評議員会設置状況 -

所轄庁	法人数(A)	評議員会未設置法人数(B)	未設置率(B/A)
厚生労働省	31	1	3.2%
関東信越局長	75	12	16.0%
都知事	226	63	27.9%
区市長	722	314	43.5%
	1054	390	37%

平成27年3月31日現在

## 3 今後の課題と対応策

## 課題

改正法案のもとで、役員を選任・解任や報酬等の重要事項に係る議決権が新たに付与されること、評議員の理事等との兼職が不可になり、選任方法も変更になること等を都内の全ての社会福祉法人に理解してもらう必要がある。

都内社会福祉法人の約4割が評議員会を設置しておらず、その大部分が区市所轄法人である。これまで評議員会を設置していなかった法人においては、法施行までの間に評議員を新たに選任し、評議員会を設置する必要がある。また、既に評議員会を設置している法人においても、新たな資格、要件に合致した評議員を選任する必要がある。

評議員が与えられた権限・義務・責任を理解し、理事・理事長等に対して評議員会が牽制機能を適切に発揮する必要がある。

## 対応策

- 新制度の周知
- 相談体制の充実
- 評議員の資質向上